

文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（案）について

1 条例（骨子案）の概要から条例（案）策定までの経緯

平成 29 年 2 月定例議会において条例（骨子案）の概要の報告後、パブリックコメントの募集を行った経過を踏まえ、文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（案）を提案する。

2 パブリックコメントの結果

募集期間：平成 29 年 3 月 15 日（水）から平成 29 年 4 月 15 日（木）まで
募集結果：0 件

3 条例（案）骨子

別紙のとおり

4 スケジュール

平成 29 年	6 月	総務区民委員会へ条例案の提案
	7 月 1 日	条例施行（指導等及び過料の措置を除く）
	7～9 月	周知・啓発（区報特集号・必要物品の購入等）
	10 月 1 日	特定地区での指導等の条例施行 （施行時期に合わせて台東区との合同による啓発イベントを実施）

文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（案）骨子

1 目的

文京区において、公共の場所における客引き行為、勧誘行為及び客待ち（以下「客引き行為等」という。）を防止することにより、快適で平穏な区民生活を保持し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

2 定義

「客引き行為」「勧誘行為」「客待ち」等の用語の意義を定める。

3 適用上の注意

この条例の適用に当たっては、何人の権利をも不当に侵害しないように留意する。

4 区の責務

区は、東京都、警察その他の関係行政機関及び地域活動団体と連携し、客引き行為等の防止に関する意識の啓発及び1の目的を達成するために必要な施策を推進する。

5 区民等及び事業者の責務

区民等及び事業者は、区が実施する4の施策に協力するよう努める。

6 特定地区における地域活動団体の責務

9に規定する特定地区を活動の範囲に含む地域活動団体は、巡回、啓発等の取り組みを自主的に推進するよう努める。

7 公共の場所における客引き行為等の禁止

何人も公共の場所において客引き行為等をしてはならない。また、他人に同行為をさせてはならない。

8 客引き行為等を用いた営業の禁止等

飲食店等を営む者が、客引き行為等をした者から紹介を受けて、当該行為を受けた者を客として営業所内に立ち入らせてはならない。また、飲食店を営む者は、客引き行為等の防止に関し、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努める。

9 客引き行為等防止特定地区の指定等

区長は、客引き行為等を防止するため特に必要があると認めた区域を客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

10 指導

区長は、客引き行為等をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう指導する。

11 警告

区長は、指導を受けた者が更に違反行為をしていると認めるときは、当該行為を中止するよう警告をすることができる。

12 勧告

区長は、警告を受けた者が更に違反行為をしていると認めるときは、当該行為を中止するよう勧告をすることができる。

13 公表

区長は、勧告を受けた者が従わなかったときは、勧告内容を公表することができる。

14 店舗場所の提供者への通知

区長は、**13**の公表をしたときは、当該公表に係る者に店舗場所を提供する土地又は建物の所有者又は管理者に対し、公表事項を通知することができる。

15 立入調査等

区長は、指導、警告、勧告を行うため必要があるときは、職員に、違反行為をした者の事務所、営業所に立ち入らせて必要事項を調査させ、又は関係者に対し質問させ、若しくは文書の提示等の協力を求めることができる。

16 文京区客引き行為等防止推進員

区長は、特定地区における施策を推進するため、文京区客引き行為等防止推進員を置くことができる。

17 委任

この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

18 過料

12の勧告を受けた後に違反行為をした者、立入調査を拒否した者及び質問に対し陳述しない者、若しくは虚偽の陳述をした者は5万円以下の過料に処する。

19 両罰規定

18の違反行為があった場合、行為者のほか営業者に対しても同様の過料に処する。

※ 施行期日

平成29年7月1日。ただし、**10**から**16**まで並びに**18**及び**19**については、平成29年10月1日。